

温泉資源の保護に関するガイドライン（素案）の概要

第一 基本的考え方

1. 背景

2. 本ガイドラインのねらい

- ・ 本ガイドラインの最大のねらいは、温泉の掘削等の不許可事由の判断基準（地域等による一律規制（制限地域の設定、既存源泉からの距離規制）の在り方、個別判断のための影響調査の手法、公益侵害の該当性の判断等）について、一定の考え方を示すこと。
- ・ 引き続き、温泉資源に関する各種調査等を行いながら、随時、ガイドラインの更新を行っていく予定。

第二 掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制

1. 現状

2. 掘削等の原則禁止区域の設定

- ・ 「一定の区域内で既に採取可能な限界量の温泉を採取している場合には、その区域内での追加的な温泉の掘削等は原則として禁止する」という手法は、温泉法上、認められる。
- ・ 「既に採取可能な限界量の温泉を採取している」区域とは、例えば、以下のような区域が該当すると考えられる。
 - ア. 現に温泉資源の枯渇現象が発生している区域
 - イ. 過去に温泉資源の枯渇現象が発生し、その後の温泉の採取量の抑制により現在では枯渇現象が収まっている区域
 - ウ. 「1源泉当たり必要と推定される集水域の面積×源泉数 \geq 区域の面積」となっている区域

3. 既存源泉からの距離規制

- ・ 掘削等を行う場所と既存源泉との距離が、既存源泉のゆう出量等に影響を及ぼすと判断できる程度の近距離である場合には、掘削等を不許可とすることが可能。
- ・ 一定の狭い区域内に多数の源泉があるときは、それらの採取が複合的に影響して区域全体の温泉資源の枯渇現象を招くおそれがあり得るため、既存源泉のゆう出量等に直接の影響を及ぼさない場合にも、不許可とすることが可能な場合がある。
- ・ 一つの源泉のみによって広い区域全体の温泉資源の枯渇現象を招き得るような場合は、大きな距離規制を課すことも認められ得る。
- ・ 過去に温泉資源の枯渇現象が発生した温泉地における枯渇現象が生じていない時点の採取量と採取面積の関係等から、都道府県が行っている中間的な距離規制（浅深度の火山性の温泉が一定の狭い区域内に多数ある場合 300～500m、大深度の温泉 1,000m）は、一定の妥当性があると考えられる。

4. 例外的に認められる掘削等

- ・ 掘削等の原則禁止区域や距離規制区域における温泉の採取量の増加を伴わない掘削等の取扱いについて、具体的に検討が必要。
- ・ 「代替掘削」については、新たな源泉の獲得を認めないことが様々な事情から見て著しく不当である場合には、従来の採取量を上回らないことを前提に、掘削等を許可することが認められる余地はあると考える。
- ・ 「集中管理」については、温泉資源の保護を目的として行われる場合には、積極的に認めるべきと考えられる。

5. 既存源泉の所有者等の同意書を求める方式の取扱い

- ・ あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守することが求められる。

第三 個別的許可判断のための影響調査等

1. 影響調査等の実施対象及び実施方法

- ・ 動力の装置に当たっての温泉資源への影響の調査の手法は、周辺の既存源泉への影響を把握する「影響調査」と、その源泉自体の集湯能力の限界を把握する「集湯能力調査」の二種類に区分される（影響調査及び集湯能力調査の具体的な方法を提示。）。

2. 調査結果の反映

- ・ 影響調査等の結果、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすと認めるときに、これを不許可とすることはもとより適法である。しかし、実際には、動力の能力や揚湯量の制限により対応することが一般的であろう。

第四 温泉の採取による影響のモニタリング

- ・ 温泉の採取開始後における井戸の水位や揚湯量等について、定期的にモニタリングを行うことは、地域の温泉資源の状況を確認し、その保護を図る上で極めて重要な行為であり、全ての源泉において水位等のモニタリングを行うことを基本とすべき。
- ・ 都道府県自らが、未利用源泉を観測井として活用するなど、地域の温泉資源保護対策を推進するためのデータ収集を実施することが望ましい。

1. モニタリングの実施方法

- ・ モニタリング手法の原則は「自動観測」とするが、これが実現できない場合には「現地観測」を実施する（モニタリングの具体的な実施手法を提示。）。

2. モニタリング結果の反映

- ・ 都道府県は、モニタリング結果を積み重ねることにより、掘削等の原則禁止区域の範囲や規制距離の設定の見直しに活用すべき。

第五 公益侵害の防止

1. 公益侵害への対応についての考え方

- ・ 公益侵害の範囲は、原則として、掘削等に直接に起因するものに限定される。ただし、間接的な事柄であっても密接不可分の関係にあるものは含み得る。

2. 具体的な公益侵害の類型と対応

- ・ 公益侵害の類型としては、がけ崩れ、溢水、有毒ガスの発生、地盤沈下、近隣の水井戸や湧水の枯渇、水質への影響、騒音・振動等が挙げられる。
- ・ 騒音規制法及び振動規制法の規制基準を超える騒音・振動の発生を一律に公益侵害に該当すると解し、騒音・振動をその規制基準以下に抑えることを求めることは可能。
- ・ 温泉の放流により、公共用水域等において、環境基準に定める項目の濃度が相当程度に上昇し、環境基準値超となる場合には、公益侵害に該当すると解することが可能。
- ・ 地盤沈下のおそれがある地域では、地下水の採取に対する規制基準をそのまま援用することも不当とは言えない。

第六 その他

- ・ 大深度掘削泉、未利用源泉、温泉の利用形態等に関する課題の解決に向け、様々なデータの収集や法的な議論を進める必要。